

農地耕作条件改善事業	事業主体	農地中間管理機構 県 市町村 土地改良区等	農山漁村なりわい課 中山間振興班
			所管課班 農村整備課 ほ場整備班

## 趣 旨

農地中間管理事業の重点実施区域等において、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換及び営農定着に必要な取組をハードとソフトの両面から支援する。

## 事業の内容

### 1 事業種類について

次に掲げる事業種類から実施するもの。なお、事業実施期間については、最大5年まで（ハード事業は最大3年まで）。

#### (1) 定額助成（①～⑦：ハード事業、⑧～⑬：ソフト事業）

①区画拡大、②暗渠排水、③湧水処理、④末端畑地かんがい施設、⑤土層改良、⑥更新整備  
⑦畑作転換工、⑧条件改善推進費、⑨高収益作物転換推進費、⑩新植・改植支援、  
⑪幼木管理支援、⑫経営継続発展支援、⑬園芸作物モデル産地形成支援

※助成額は工種や施工方法により異なる。

※①から⑦までに掲げるものについては、事業主体は施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際は、施工状況等を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行う。

#### (2) 定率助成（①～⑫：ハード事業、⑬及び⑭～⑳：ソフト事業）

①農業用排水施設、②暗渠排水、③土層改良、④区画整理、⑤農作業道等、⑥農地造成、  
⑦農用地の保全、⑧営農環境整備支援、⑨スマート農業導入支援、⑩小規模園地整備、  
⑪粗放的農地利用整備、⑫管理省力化支援、⑬品質向上支援、⑭条件改善促進支援、  
⑮高収益作物導入支援、⑯高付加価値農業施設支援、⑰機械作業体系導入支援、  
⑱労働生産性向上技術導入支援、⑲指導、⑳農地整備・集約推進費、  
㉑高収益作物導入促進費、㉒高収益作物導入推進費

※㉑から㉒までについては、重複して交付を受けることができない。

### 2 事業型について

次に掲げる型により事業を実施するもの。なお、事業型ごとに実施可能な事業種類が異なる。  
※実施可能な事業種類については、密接な関連があり一体的に実施するものも含む。

#### (1) 地域内農地集積型

【定額助成】①から⑧まで 【定率助成】①から⑧まで、⑫から⑭まで、⑰及び⑱

#### (2) 高収益作物転換型

【定額助成】①から⑬まで 【定率助成】①から⑧まで、⑩及び⑫から⑳まで

#### (3) スマート農業導入推進型

【定額助成】①から⑥まで及び⑧ 【定率助成】①から⑨まで、⑫から⑭まで及び⑰

#### (4) 病虫害対策型

【定額助成】①から⑥まで及び⑧ 【定率助成】①から⑧まで、⑫から⑭まで及び⑰

#### (5) 水田貯留機能向上型

【定額助成】①から⑥まで及び⑧ 【定率助成】①から⑧まで、⑫から⑭まで及び⑰

#### (6) 土地利用調整型

【定額助成】①から⑥まで及び⑧ 【定率助成】①から⑧まで、⑪から⑭まで及び⑰

### 3 事業の実施区域について

(1) 2の(1)から(3)に掲げる事業の実施区域については、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域のうち、地域計画を策定した区域とする。

- (2) 2の(4)に掲げる事業の実施区域は、植物防疫法第31条の規定に基づく発生予察事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。
- (3) 2の(5)に掲げる事業の実施区域は、上記(1)又は(2)に定める区域のうち、次に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域とする。
- 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。
  - 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。
  - 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。
- (4) 2の(6)に掲げる事業の実施区域は、上記(1)又は(2)に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。
- (5) ソフト事業については原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。ただし、国費が投じられている別の事業(以下「関連事業」という)の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地までを事業の実施区域とすることができる。

## 採 択 要 件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は重点実施区域に指定される見込みのある区域(農地中間管理機構との連携を行うこと)。
- 1地区当たりの事業費(ハード事業)の合計が200万円以上となること。
- 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- 高収益作物転換型については、ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。
- スマート農業導入推進型については、別の国費が投入された基盤整備事業又は本事業のハード事業によりスマート農業に適した基盤が整備された又はされる予定の農地であること。

## 事 業 主 体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業者団体、農業法人等

## 負 担 割 合

負担割合	事業主体	区分		国	県	市町村	その他
県営	県	定額助成		定額	—	—	—
		定率助成		50(55)	27.5	10	12.5(7.5)
		※水田貯留機能向上型に限り		50(55)	32	18(13)	—
団体営	農地中間管理機構	定額助成		定額	—	—	—
		定率助成	ハード事業	50(55)	27.5	10	12.5(7.5)
			ソフト事業	50(55)	—	50(45)	
		※水田貯留機能向上型に限り		50(55)	32	18(13)	—
	その他	定額助成		定額	—	—	—
		定率助成	ハード事業	50(55)	14	36(31)	
			ソフト事業	50(55)	—	50(45)	
※水田貯留機能向上型に限り		50(55)	21	29(24)	—		

※( )は、事業実施区域が中山間地域の場合に適用する。